

# 石川県国民健康保険運営方針の概要

参考

## 第1章 基本的な事項

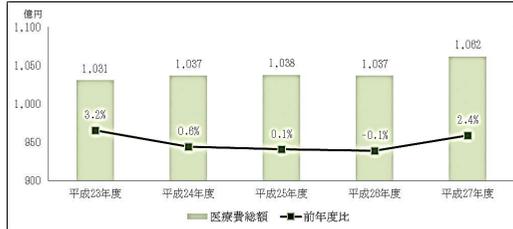
- ◆ 策定の目的 平成30年度から、県と市町が一体となって、国民健康保険の保険者事務(財政運営、資格管理、保険給付、保険料の決定・賦課・徴収、保健事業等)を共通認識の下で実施するとともに、各市町が事務の広域化や効率化を推進することができるよう、県内の統一的な国民健康保険の運営方針として策定する。
- ◆ 策定の根拠 国民健康保険法第82条の2
- ◆ 対象期間 平成30年4月1日 ~ 平成33年3月31日 (3年間)

## 第2章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

### 1 市町国保の現状

- 被保険者の状況 被保険者数は減少傾向 (H23)287,874人→(H27)259,406人 [県総人口に占める割合22.6%]  
一方、前期高齢者(65歳~74歳)の割合は増加傾向  
(被保険者全体に占める割合は44.8% [全国平均38.9%])
- 医療費の状況 医療費総額 (H23) 1,031億円 → (H27) 1,062億円  
1人当たり医療費 (H23) 354千円 → (H27) 398千円 [全国平均349千円]  
※将来の見通し H37には被保険者数は9.5%減少、医療費総額は12.7%増加すると推計(H27比)
- 国保財政の状況 収入総額から支出総額を差し引いた収支差は約8.7億円の黒字 (H27)  
(ただし、県全体で約4.03億円の決算補填等目的の法定外繰入あり[3市町])

#### ◀医療費総額の推移▶



#### ◀1人当たり医療費の推移▶



### 2 国保財政運営に係る基本的な考え方

- 市町の国保特別会計 : 必要な支出を保険料や国庫負担金などにより賄うことで、単年度収支を均衡
- 県の国保特別会計 : 必要な支出を納付金や国庫負担金などにより賄うことで、単年度収支を均衡
- 赤字解消・削減の取組等 : 赤字(決算補填等目的の法定外繰入等)が生じた市町は、要因分析を行うとともに、必要な対策を整理し、計画的・段階的な解消・削減に努める
- 財政安定化基金の運用 : 市町や県に対する貸付・交付、激変緩和への活用

## 第4章 市町における保険料の徴収の適正な実施

- 国保の安定的な財政運営の大前提となる「保険料」の適正な徴収について、必要な取組を定める。
  - ・ 収納率目標の設定(保険者規模別)
  - ・ 被保険者の利便性向上に資する納付方法(コンビニ収納の活用など)の拡大

## 第6章 医療費の適正化の取組

- 「医療費」の適正化を行い、国保の財政基盤を強化するための取組を定める。
  - ・ 特定健診・特定保健指導の推進(研修会の開催等)
  - ・ 後発医薬品の使用促進、適正服薬の推進、重症化予防の取組 等

## 第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

- 医療保険以外の保健・介護・福祉分野等の施策との連携の取組を定める。  
地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の重要性に留意し、保険者が主体的に取組を進める。

## 第3章 市町における保険料の標準的な算定方法

- 新制度においては、県が市町ごとの納付金を決定(各市町の医療費水準、所得水準を考慮)するとともに、市町が保険料を決定する際の参考となる標準保険料率を示す。

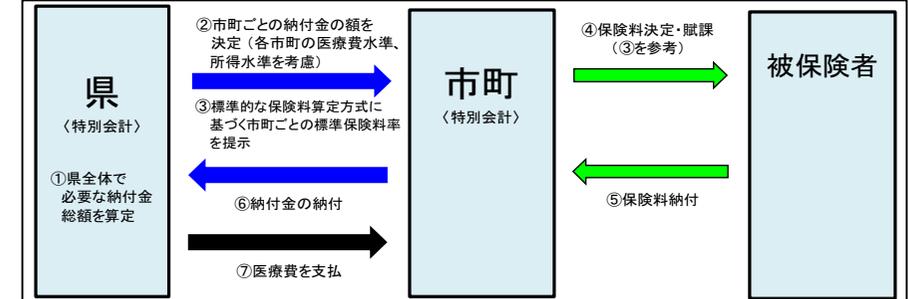
#### ◀標準的な保険料算定方式等▶

- (1) 医療費水準の反映 : 納付金に医療費水準を全て反映( $\alpha = 1$ )
- (2) 所得水準の反映 : 納付金に本県の所得水準を反映( $\beta =$ 国が示した数値)
- (3) 保険料(納付金)算定方式 : 3方式(所得割、均等割、平等割) ※医療、後期、介護とも
- (4) 標準的な収納率 : 市町ごとの直近過去3年の平均収納率
- (5) 保険料水準の統一 : 当面、保険料水準の統一は行わない

将来的な保険料水準のあり方については、引き続き検討  
※ 保険給付に必要な費用は、県が、全額、市町に対して支払う。(市町からの納付金を財源)

- 新たな仕組みの導入により、被保険者の保険料負担が急激に増加することがないよう、適切に対応する。

#### ◀新たな財政運営の仕組み▶



## 第5章 市町における保険給付の適正な実施

- 「保険給付」が法令に基づく統一的なルールに従って着実に行われるよう、必要な取組を定める。
  - ・ レセプト点検の充実強化
  - ・ 県による保険給付の点検、返還金の徴収等(必要に応じ、市町と協議の上、実施)

## 第7章 市町が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進

- 市町が単独で実施している事務のうち、広域的に取組むことで、効率的・効果的な事務運営につながるものについて、共同実施を推進する。
  - ・ 被保険者証と高齢受給者証の一体化 等

## 第9章 施策の実施のために必要な関係市町相互間の連絡調整等

- 本運営方針に基づき、国民健康保険制度を安定的に運営していくため、引き続き、関係者(県・市町・国保連)間で意見交換や協議を実施する。